

承諾書

平成 年 月 日

神戸市水道事業管理者 殿

番館 号室団地建物所有者

氏名 印

「六甲アイランド CITY ウェストコート6番街」（以下「本団地」という）における神戸市水道局に対する住居専用の各戸の水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という）の支払方法等に関し、下記のことを承諾いたします。

記

1. 貴水道局が、親メーター（本団地の上下水道の全体メーター）のみの検針により、本団地、団地管理組合（以下「団地管理組合」という）に対し、貴局計算による上下水道料金を一括請求すること、及び団地管理組合より一括支払いすること。
2. 各戸の上下水道料金に疑義が生じた場合においても貴局に対し、一切の異議苦情の申し立てをしないこと。
3. 前二項の上下水道料金未納により、実施される一斉給水停止処分に異議苦情を申し立てないこと。
4. 受水槽以下の給水装置部分からの漏水による上下水道料金が減額されないこと。
5. 配水管からの分岐の給水装置及び前項の施設の維持管理は、自己、若しくは団地管理組合の責任と負担において行うこと。

以上